

議案第79号

公の施設の指定管理者の指定について（東郷町総合体育館等）

公の施設の指定管理者を別紙のとおり指定するものとする。

令和4年11月28日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるからである。

別紙

1 管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 東郷町総合体育館
- (2) 東郷町民運動広場及び愛知池運動公園
- (3) 境川緑地公園第1多目的広場及び第2多目的広場
- (4) 東郷町ふれあい広場の施設のうちゲートボール場

2 指定管理者の名称等

- (1) 名称 東郷町施設サービス株式会社
- (2) 所在地 東郷町大字春木字北反田35番地

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで